印

紙

# 工事請負契約書(案)

- 1 工 事 名 国立研究開発法人国立循環器病研究センター小動物飼育ラック給排気 ユニットシステム製造・搬入設置等工事一式
- 2 工事場所 大阪府吹田市岸部新町24
- 3 工 期 自 平成30年 月 日 至 B1階 平成30年 7月31日 1階 平成30年 8月31日
- 4 請負代金額

円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円)

5 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、 別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものと する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

発 注 者

住 所 大阪府吹田市藤白台5丁目7番1号

氏 名 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

理事長 小川久雄印

受 注 者

住 所 氏 名

**(F)** 

#### (総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従うとともに、本契約の履行に関わる全ての職員、労働者が日本国の法令及び国立研究開発法人国立循環器病研究センターが定める各種規程及びこれに関連する通知を遵守し、社会規範を尊重して行動し、この契約(この契約書及び設計図書・仕様書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書・設計図書・仕様書等に記載の工事を契約書・設計図書・仕様書及書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書・仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、設計図書・仕様書等に 特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判 所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

#### (関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の 工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整 を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行 う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### (請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

#### (契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共 工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限る。)を付さなければな らない。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に 達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の 減額を請求することができる。

#### (権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - [注] ただし書きの適用については、たとえば、受注者が工事に係る請負代金を担保 として資金を借り入れようとする場合(受注者が、「下請セーフティーネット債 務保証事業」(平成11年1月28日建設省経振発第8号)により資金を借り入 れようとする等の場合)が該当する。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条 第2項の規定による検査に合格したもの及び第34条第3項の規定による部分払のため の確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供し てはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### (下請負人の通知)

- 第7条 受注者は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長から指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者に、この工事の一部を委任し、若しくは請け負わせてはならない。
- 2 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### (特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等

の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者 は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書・仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - 一 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - 二 設計図書・仕様書等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注 者が作成した詳細図等の承諾
  - 三 設計図書・仕様書等に基づく工程の管理、立ち会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれ ぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の 一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければな らない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承 諾及び解除については、設計図書・仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して 行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達し たものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、発注者に 帰属する。

#### (現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書・仕様書等 に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。 これらの者を変更したときも同様とする。
  - 一 現場代理人
  - 二 専任の主任技術者
  - 三 専門技術者 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第26条の2に規定する技術者をいう。 以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う ほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条 第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注 者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取り締まり

及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

#### (履行報告)

第11条 受注者は、設計図書・仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について 発注者に報告しなければならない。

#### (工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者(監理技術者)又は専門技術者と 兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適 当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置 をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注 者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求するこ とができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定 し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### (工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書・仕様書等に定めるところによる。設計図書・仕様書等にその品質が明示されていない場合にあっては、均衡を得た品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書・仕様書等において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外 に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### (監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書・仕様書等において監督職員の立会いの上調合し、又は調合 について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて 調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書・仕様書等において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書・仕様 書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又 は工事の施工をするときは、設計図書・仕様書等に定めるところにより、当該見本又は 工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、 当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### (支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する 建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場 所及び引渡時期は、設計図書・仕様書等に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注 者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合にお いて、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書・仕様 書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ち に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、 発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2

項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、 必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若 しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若し くは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使 用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負 代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければなら ない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書・仕様書等に定めるところにより、工事の完成、設計図書・仕様書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書・仕様書等に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

#### (工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書・仕様書等において定められた工事の施工上 必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設 計図書・仕様書等に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなけれ ばならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書・仕様書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合に おいて、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物 その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同 じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復 し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を

負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者 の意見を聴いて定める。

(設計図書・仕様書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書・仕様書等に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反 した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査す ることができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書・仕様書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

#### (条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
  - 二 設計図書・仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書・仕様書等の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書・仕様書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書・仕様書等で明示されていない施工条件について予期することのできない 特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら各項各号に掲げる事実 を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、 受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書・仕様書等の訂正又は変更

を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書・仕様書等を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書・仕様書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書・仕様書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書・仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注 者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書・仕様書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書・仕様書等の変更内容を受注者に通知して、設計図書・仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損額を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受 注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

#### (発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変

更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の 理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への 変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更 し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工期の変更方法)

- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始 の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

### (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25条 発注者又は受注者は、工期内に日本国内における賃金水準又は物価水準に著しい 変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、請負代金額の変更を請求することが できる。
- 2 発注者又は受注者は、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内 において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適 当となったときは、前項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができ る。
- 3 第1項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者と が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあって は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、

この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に 対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

#### (一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第45条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第45条第1項の規定により付された保険等 によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその 損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善 良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において は、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

- 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第45条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条に「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担 を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、 当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機 械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第34条第3項の規定に よる検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるもの に係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項におい て「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければ ならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、 算定する。
  - 一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその 評価額を差し引いた額とする。
  - 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残 存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該 工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物 に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復す ることができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修 繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書・仕様書等の変更)

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から 第27 条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書・仕様書等を変更することができる。この場合において、設計図書・仕様書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知 しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担す べき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協 議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (検査及び引渡し)

- 第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書・仕様書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を 受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各 項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払)

- 第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、検査に合格した日の翌々月末までに請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、 その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (部分使用)

- 第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受 注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (部分払)

第34条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料 [及び製造工場等にある工場製品](第13条第2項の規定により監督職員の検査を要す るものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては 設計図書・仕様書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請 負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を 請求することができる。ただし、この請求は、1年間に2回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部 分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書・仕様書等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を発注者に請求すること ができる。

この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日の翌々月末までに部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
  - 部分払金の額≦第1項の請負代金相当額×9/10
- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に 部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

#### (部分引渡し)

- 第35条 工事目的物について、発注者が設計図書・仕様書等において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分 引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に 相応する請負代金の額は、発注者受注者協議して定める。ただし、発注者が前項の規定 により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わ ない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額

#### (第三者による代理受領)

第36条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を

代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の 提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているとき は、当該第三者に対して第32条(第35条において準用する場合を含む。)の規定に基 づく支払をしなければならない。

#### (部分払いの不払に対する工事中止)

- 第37条 受注者は、発注者が第34条又は第35条において準用される第32条の規定に基づく 支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないと きは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、 受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければな らない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (瑕疵担保)

- 第38条 発注者は、工事目的物に瑕疵又は設計図書・仕様書等に適合しない施工部分があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の設計図書・仕様書等と同等の性能への修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。発注者は、瑕疵の修補に代え設計図書・仕様書等と同等の性能への修補に必要な費用の賠償、若しくは発注者受注者協議して定める設計図書・仕様書等と同等以下の性能への修補とともに設計図書・仕様書等と同等の性能への修補を行った場合との差額を含めた損害の賠償を請求することができる。また、設計図書・仕様書等に適合しない施工部分に施工の不足がある場合には、修補とは別に不足部分の施工費について損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補により工期内に工事を完成させることができない場合 においては、第39条の規定により、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求すること ができる。
- 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第35条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から10年以内に行わなければならない。
- 4 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定 にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かし等の修補又は損害賠 償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたと きは、この限りでない。
- 5 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第3項の定め る期間内でかつ、その滅失又はき損の日から1年以内に第1項の権利を行使しなければ

ならない。

6 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の 指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の 不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (履行遅滞の場合における損害金等)

- 第39条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内(発注者が設計図書・仕様書等において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合においては、指定部分の完成期日内)に工事(指定部分がある場合においては指定部分の工事)を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。また、遅延により診療収入の減・工事完成部分への移転費用の増大等が生じた場合は、当該減収等の額又は費用増に相当する額を加算する。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第35条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第40条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行 保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該 当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、 他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注 者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該 権利及び義務を承継させる。
  - 一 請負代金債権(部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)
  - 二 工事完成債務
  - 三 かし担保債務(受注者が施工した出来形部分のかしに係るものを除く。)
  - 四 解除権
  - 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務(第28条の規定により受注者が施工した
  - 工 事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が各項各号 に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券 の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者

に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の 支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

#### (発注者の解除権)

- 第41条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
  - 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
  - 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間 内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
  - 三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - 五 第43条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - 六 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この 号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
    - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られるとき。
    - へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の 購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、 発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
  - 七 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
  - 八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独

占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同 法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令が 行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。 九 第6条の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 受注者は、この契約に関し、前項の規定のほか、次の各号の一に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、発注者に生じた実際の損害額又は請負代金額の10分の1に相当する額のいずれか多い額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 第1項第七号の刑が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条第5項の規定により、確定したとき。
  - 三 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は 第3項並びに第67条の規定による審決(同法第66条第3項による原処分の全部を取り 消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除 く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決 の取消しの訴えが提起されたときを除く。)。
  - 四 公正取引委員会が受注者に対して行った審決に対し、受注者が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - 五 第1項第九号に該当したとき。
- 4 受注者は工事の完成を理由として、前項の賠償金を免れることができない。
- 5 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり既に解散されているときは、発注 者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求するこ とができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、 連帯して賠償金を発注者に支払わなければならない。
- 第42条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (受注者の解除権)

- 第43条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
  - 一 第19条の規定により設計図書・仕様書等を変更したため請負代金額が3分の2以上 減少したとき。
  - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5を超えたとき。ただ

- し、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、 その損害の賠償を発注者に請求することができる。

#### (解除に伴う措置)

- 第44条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該 検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当 該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者 に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められると きは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することがで きる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による部分払いがあったときは、当該部分払いの金額を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を 発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は 過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は 返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する 工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの 物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去する とともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わっ て当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場 合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し 出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担 しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条の規定によるときは発注者が定め、第42条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受

注者の意見を聴いて定めるものとする。

#### (火災保険等)

- 第45条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。) 等を設計図書・仕様書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付した ときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### (あっせん又は調停)

- 第46条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が 整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関 して発注者受注者間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大 阪府建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

#### (補 則)

- 第47条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。
- ・工事請負契約書に追加する書面について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条第1項に規定する対象建設工事がある場合は、同法第13条に基づき、別紙1~3のうち該当する書面を使用し、工事請負契約書に追加する。

建築物に係る解体工事

## 1. 分別解体等の方法

Ι.	月別件件寺の刀	14				
	工 程	作業	内	容	分別解体等の方法	
工程ごとの作業	①建築設備・ 内装材等	建築設備・内装札 □有 □無	材等の取	り外し	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取□有□無	り外し		□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
業内容及び	③外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構i □有 □無	造部分の	取り外し	□手作業 □手作業・機械作業の併用 <sup>併用の場合の理由(</sup> )	
び解体方法	<ul><li>④基礎・</li><li>基礎ぐい</li></ul>	基礎・基礎ぐいで□無	の取り壊	į L	□手作業 □手作業・機械作業の併用 <sup>併用の場合の理由(</sup> )	
仏	⑤その他 ( )	その他の取り壊□有 □無	L		□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。					
2.	2. 解体工事に要する費用(直接工事費) 円(税抜き) (注)・解体工事の場合のみ記載する。 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。 ・仮設費及び運搬費は含まない。					
3.	再資源化等をする施設の名称及び所在地					
	特定建設資材	廃棄物の種類	施	設の名称	所在地	

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) 円 (税抜き) (注)・運搬費を含む。

## 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1		分別解体等の方法
1	•	// // // // / / / / / / / / / / / / /

	25 /3 3/3   11   13   2   23				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法		
	①建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	③外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	④基礎・ 基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。				

- 2. 解体工事に要する費用(直接工事費) 該当無し
- 3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4.	再資源化等に要する費用	(直接工事費)	円	(税抜き)
	(注)・運搬費を含む。			

## 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1		分別解体等の方法
1	•	ノノ カリガキ ピー・オ・ノノノ 1ム

	20 /23/31 11 /3 - 23	1		
工程ごとの作業に	工程	作業内容	分別解体等の方法	
	①建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
内容及び	③外装材· 上部構造部分		□手作業 □手作業・機械作業の併用	
び解体方法	④基礎・ 基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。			
2.	解体工事に要する費用(直接工事費) <u>円(税抜</u> (注)・解体工事の場合のみ記載する。 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。 ・仮設費及び運搬費は含まない。			
3.	再資源化等をす	る施設の名称及び所在地		

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4.	再資源化等に要する費用	(直接工事費)	円	(税抜き)
	(注)・運搬費を含む。			